

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者（第4条—第8条）

第2節 仲卸業者（第9条）

第3節 売買参加者（第10条—第12条）

第4節 関連事業者（第13条—第15条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第16条—第35条）

第4章 市場施設の使用（第36条—第43条）

第5章 監督（第44条—第47条）

第6章 運営協議会（第48条）

第7章 雑則（第49条—第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、県が設置する卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する卸売市場をいう。以下この条及び次条において同じ。）について、法第4条第4項に規定する事項その他必要な事項を定め、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化並びに卸売市場の充実を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

（卸売市場の名称及び位置）

第2条 卸売市場の名称は、沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）とする。

2 市場の位置は、浦添市伊奈武瀬一丁目11番1号とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生鮮食料品等 法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。
- (2) 卸売業者 次条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- (3) 仲卸業者 第9条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者をいう。
- (4) 売買参加者 第10条第1項の規定による知事の承認を受けて、市場において卸売を受け、又は仲卸業者から買い受ける者をいう。
- (5) 取引参加者 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の市場において売買取引を行う者をいう。
- (6) 関連事業者 第13条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場の機能の充実を図り、又は市場の利用者に便益を提供する業務を市場内の施設において営む者をいう。

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者

(卸売業務の許可)

第4条 市場において卸売をする業務（以下「卸売業務」という。）を行おうとする者は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び名称
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 前項の許可を受けて卸売業務を行おうとする取扱品目の部類

3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 法人でないとき。
- (2) 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者であるとき。

(3) 次条第1項又は第47条第1項第1号の規定により第1項の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。

(4) その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者

ウ 市場の仲卸業者の役員又は使用人

エ 次条第1項又は第47条第1項第1号の規定による第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員であった者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から3年を経過しないもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(5) 卸売業務を適確に遂行するため必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。

(6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

4 前項に定めるもののほか、知事は、第1項の許可をすることによって、卸売業者の数が規則で定める最高限度の数を超えるときは、同項の許可をしてはならない。

（卸売業務の許可の取消し）

第5条 知事は、卸売業者が前条第3項各号（第1号、第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 知事は、卸売業者が正当な理由がないのに、前条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に卸売業務を開始せず、又は30日以上引き続きその卸売業務を休止したときは、同項の許可を取り消すことができる。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第6条 卸売業者が事業（市場における卸売業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたとき

は、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

- 2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により卸売業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。
- 3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第6条第1項又は第2項の承認の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（卸売業務の開始等の届出）

第7条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項の許可に係る卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第4条第1項の許可に係る卸売業務を廃止したとき。
- (3) 第4条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

（せり人の届出等）

第8条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市場において行う卸売のせり人の氏名、生年月日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、30日以内に、当該届出のあった卸売業者に対して、規則で定めるせり人章を交付するものとする。
- 3 せり人は、卸売のせりを行うときは、前項のせり人章を着用しなければならない。
- 4 卸売業者は、せり人が卸売のせりを行わなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を遅滞なく、知事に届け出、かつ、第2項のせり人章を返還しなければならない。

第2節 仲卸業者

第9条 市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売しようとする

る者は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 2 第4条第2項から第4項まで（第3項第4号エを除く。）の規定は前項の許可について、第5条から第7条までの規定は仲卸業者について準用する。この場合において、第4条第3項第4号ウ中「仲卸業者」とあるのは、「卸売業者」と読み替えるものとする。

第3節 売買参加者

（売買参加者の承認）

第10条 市場においてせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 前項の承認を受けて卸売を受けようとする取扱品目の部類

- 3 知事は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 次条又は第47条第1項第3号の規定により第1項の承認を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であるとき。
- (3) 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 卸売の相手方として必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

（売買参加者の承認の取消し）

第11条 知事は、売買参加者が前条第3項各号（第2号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

（廃止等の届出）

第12条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により卸売を受けることを廃止したとき。
- (2) 第10条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

第4節 関連事業者

(関連事業の許可)

第13条 市場の機能の充実を図り、又は市場の利用者に便益を提供する次に掲げる業務（以下この節において「関連事業」という。）を市場内の施設において営もうとする者は、業務の種類ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 市場における取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売をする業務、市場の取扱品目の生鮮食料品等の保管、貯蔵、運搬等をする業務その他市場の機能の充実を図るものとして規則で定める業務
 - (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務
- 2 第10条第2項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項第3号中「卸売を受けようとする取扱品目の部類」とあるのは、「営もうとする業務の種類及び内容」と読み替えるものとする。
- 3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者であるとき。
 - (3) 次条又は第47条第1項第4号の規定により第1項の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。
 - (4) 関連事業を適確に遂行するため必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
 - (5) 暴力団員等であるとき。
 - (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(関連事業の許可の取消し)

第14条 知事は、関連事業者が前条第3項各号（第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 第5条第2項の規定は、関連事業者について準用する。

(関連事業の開始等の届出)

第15条 第7条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条第3号中「第4条第2項第1号又は第2号」とあるのは、「第13条第2項において準用する第10条第2項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(差別的取扱いの禁止)

第16条 知事は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の結果の公表等)

第17条 知事は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第3条に規定する方法により、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格その他の同条に規定する事項について、それぞれ規則で定める時までに公表しなければならない。

2 卸売業者は、省令第5条に規定する方法により、取扱品目、生鮮食料品等の引渡しの方法その他の同条に規定する事項について、公表しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、省令第8条に規定する方法により、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格その他の同条に規定する事項について、それぞれ規則で定める時までに公表し、かつ、知事に報告しなければならない。

(卸売業者の売買取引の方法)

第18条 卸売業者は、規則で定める生鮮食料品等の品目ごとのせり売若しくは入札又は相対取引の方法により、卸売業務を行わなければならない。

(売買取引の原則)

第19条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(決済の方法)

第20条 取引参加者は、売買取引を行う場合は、支払期日、支払方法その他の規則で定める決済の方法により、決済を行わなければならない。

(受託拒否の禁止)

第21条 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条に規定する正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(卸売業者の事業報告書等の提出)

第22条 卸売業者は、省令第7条第1項で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第7条第3項に規定するものが記載された部分に限る。）について、閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを同条第2項に規定する方法により閲覧させなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、財産の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告)

第23条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告)

第24条 卸売業者は、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(受託物品の即日販売)

第25条 卸売業者は、規則で定める時までには受領した受託物品（出荷者から卸売のための販売の委託を受けた生鮮食料品等をいう。第30条において同じ。）をその日に卸売しなければならない。ただし、委託者の指図がある場合又は知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(委託手数料の額)

第26条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、取引金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。以下同

じ。)に取扱品目ごとに規則で定める率を超えない範囲内で卸売業者が定める率を乗じて得た金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額とする。

(委託手数料以外の金銭等の收受の禁止)

第27条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から前条に規定する委託手数料以外の金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならない。

(卸売に係る販売代金の変更の禁止)

第28条 卸売業者は、卸売に係る販売代金を変更してはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(受託契約約款の届出)

第29条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、これを速やかに知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(販売前における受託物品の検収)

第30条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちに当該受託物品の品目、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。

2 卸売業者は、受託物品（市場外で引渡しをする受託物品を除く。）の受領に当たっては、検収を確実に行之、受託物品の品目、数量、等級、品質等について相違を認めたときは、規則で定めるところにより、知事が指定する検査員の確認を受け、その結果を委託者に報告しなければならない。ただし、委託者又はその代理人が受託物品の受領に立ち合い、承諾した場合は、この限りでない。

3 卸売業者は、受託物品について相違を認めたときは、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受けなければ、委託者に対抗することができない。

(仲卸業者の販売の委託の引受けの禁止)

第31条 仲卸業者は、市場における業務については、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第32条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内にこれを知事に提出しなければならない。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受けの報告)

第33条 仲卸業者は、卸売業者以外の者から第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を買って受けて市場内の店舗において販売したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第34条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売が談合その他不正な行為があると認めるときは、その売買取引（卸売業者にあつては、販売の委託の引受けを含む。）を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を命ずることができる。

2 知事は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買取引を差し止めることができる。

(1) 売買取引について不正又は不当な行為をしたと認められるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第35条 知事は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 知事は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定等)

第36条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他使用条件は、知事が指定する。

2 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 知事は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市場施設の管理上支障があると認められるとき。

(工作物の設置等)

第37条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（次条から第43条までにおいて「使用者」という。）は、その使用する市場施設に工作物その他の設備を設置し、又は市場施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第38条 使用者は、市場施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定又は許可の取消し等)

第39条 知事は、市場施設の使用に関し使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を取り消し、又は市場施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 使用の指定又は許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第36条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

第40条 知事は、市場内における放置物件が市場施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第41条 使用者は、市場施設の使用を終えたとき、又は第36条第1項の規定による指定若しくは同条第2項の規定による許可を取り消されたときは、直ちに市場施設に設置した工作物その他の設備を撤去し、市場施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第42条 使用者は、その使用に際し、市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、

これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(使用料等)

第43条 使用者は、別表に掲げる金額の範囲内において規則で定める使用料の額並びに当該使用料の額に係る消費税額及び地方消費税額を、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに納付しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 月額による使用料 その月分を毎月25日
- (2) 月額による使用料以外の使用料 その月分を翌月25日
- 2 知事は、公益上特別の必要があると認められるときその他規則で定める特別の理由がある場合は、前項の使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、公用又は公共用に供するため、その使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 使用者が市場において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事が指定するものは、使用者の負担とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 監督

(報告及び検査)

第44条 知事は、この条例（第2章及び第3章の規定に限る。以下この章及び第54条において同じ。）の施行に必要な限度において、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問し、若しくは必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立ち入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第45条 知事は、取引参加者及び関連事業者に対し、市場における公正な取引を確保するため必要があると認めるときは、第3章に定める市場における業務に関し遵守すべき事項（次条第1項において「遵守事項」という。）に従った売買取引が行われるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第46条 知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に従った売買取引が行われていないと認めるときは、当該指導又は助言を受けた者に対し、相当の期限を定めて、遵守事項に従った売買取引を行うべき旨の勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督処分)

第47条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずるほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める処分をすることができる。

- (1) 卸売業者 第4条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸業者 第9条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸業者が行う業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 売買参加者 第10条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- (4) 関連事業者 第13条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る関連事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

- 2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずるほ

か、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても前項の規定を適用する。

第6章 運営協議会

第48条 市場の業務の運営に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議を行わせるため、沖縄県中央卸売市場運営協議会（以下この条において「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

（卸売業務の代行）

第49条 知事は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由により卸売業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった生鮮食料品等について、自らその卸売業務を行うものとする。

（無許可営業の禁止）

第50条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、市場外に退去を命ずることができる。

（市場への出入等に関する指示）

第51条 市場に出入りし、市場施設を使用し、又は物品を搬入し、搬出し、及び市場内において運搬する者は、知事の指示に従わなければならない。

2 知事は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

（市場の秩序保持等）

第52条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 知事は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第53条 この条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(過料)

第54条 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者は、5万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。

(沖縄県卸売市場審議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 沖縄県卸売市場審議会設置条例（昭和48年沖縄県条例第7号）

(2) 沖縄県卸売市場条例（昭和48年沖縄県条例第8号）

(3) 沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例（昭和55年沖縄県条例第10号）

(沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項第3号の規定による廃止前の沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例第1条の規定により置かれた沖縄県中央卸売市場運営協議会（以下「旧協議会」という。）は、改正後の沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第48条第1項の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 4 この条例の施行の際現に旧協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第48条第3項の規定により、同条第1項の規定により置かれた協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（卸売業者に関する経過措置）

- 5 新条例第4条第1項の規定による卸売業務の許可、新条例第8条第1項の規定によるせり人の届出、新条例第29条の規定による受託契約約款の届出及び新条例第36条第1項の規定による市場施設の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

（保証金に関する経過措置）

- 6 知事は、この条例の施行の際現に改正前の沖縄県中央卸売市場条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項、第20条第1項、第32条第1項又は第70条第3項の規定により預託されている保証金を、新条例の施行後遅滞なく、当該保証金を預託した卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は旧条例第70条第2項の許可を受けた者に返還しなければならない。

（仲卸しの業務の許可等に関する経過措置）

- 7 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項の規定による仲卸しの業務の許可を受け、旧条例第25条第1項第1号の規定による仲卸しの業務を開始した旨の届出をした者は、施行日に新条例第9条第1項の許可を受け、同条第2項において準用する新条例第7条第1号の規定による仲卸業者が行う業務を開始した旨の届出をしたものとみなす。

（売買参加者の承認に関する経過措置）

- 8 この条例の施行の際現に旧条例第27条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者は、施行日に新条例第10条第1項の規定による売買参加者の承認を受けたものとみなす。

（関連事業の許可等に関する経過措置）

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第30条第1項の規定による第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受け、旧条例第35条第1項第1号の規定によるこれらの業務を開始した旨の届出をした者は、施行日に新条例第13条第1項の規定による関連事業の許可を受け、新条例第15条において準用する新条例第7条第1号の規定による関連事業を開始し

た旨の届出をしたものとみなす。

(仲卸しの業務及び関連事業の休止に関する経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項第1号又は旧条例第35条第1項第1号の規定による仲卸しの業務又は第1種関連事業若しくは第2種関連事業を休止した旨の届出をした者は、施行日に新条例第9条第2項において準用する新条例第7条第1号又は新条例第15条において準用する新条例第7条第1号の規定によるこれらの業務を休止した旨の届出をしたものとみなす。

(市場施設の使用指定に関する経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に旧条例第70条第1項の規定により知事がした市場施設の指定(卸売業者に係るものを除く。)は、施行日に新条例第36条第1項の規定により知事がした市場施設の指定とみなす。

(市場施設の使用許可に関する経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に旧条例第70条第2項の規定による市場施設の使用の許可を受けている者は、施行日に新条例第36条第2項の規定による市場施設の使用の許可を受けたものとみなす。

(知事がした命令に関する経過措置)

- 13 施行日前に旧条例第79条第1項、第2項及び第4項の規定により知事が施行日以後の日を終期とする期間を定めてした命令は、施行日に新条例第47条各項の規定により知事がその者に対して当該期間の満了の日を終期とする期間を定めてした命令とみなす。
- 14 施行日前に旧条例第79条第3項の規定により知事がせり人に対してした命令の効力については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

- 15 施行日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

別表(第43条関係)

種別		金額
卸売業者市場 使用料	青果部	その月の取引金額の1,000分の4に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 350円

	花き部	その月の取引金額の1,000分の4に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 640円
仲卸業者市場 使用料	青果部	第33条の規定によりその月の販売した金額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下「販売金額」という。）の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 2,640円
	花き部	販売金額の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 1,680円
倉庫使用料	青果部	1平方メートルにつき月額 1,720円
	花き部	1平方メートルにつき月額 1,210円
冷蔵庫使用料		1式につき月額 3,638,000円
加工施設使用料		1平方メートルにつき月額 2,170円
関連事業者市場使用料		1平方メートルにつき月額 2,720円
銀行事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,720円
関係業者・団体事務所 使用料		1平方メートルにつき月額 2,180円
統計情報事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,180円
敷地使用料		1平方メートルにつき月額 50円
搬送機械使用料	構内運搬車1台につき月額 15,000円	
	フォークリフト1台につき月額 84,000円	

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

卸売市場法の一部が改正され、許認可制に代えて認定制が設けられたことに伴い、沖縄県中央卸売市場について、農林水産大臣の認定に必要な市場における遵守事項等を定めることにより、引き続き、その機能を果たしていくこととする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次の」の次に「各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を加える。

別表第2中「4月1日から11月30日まで」を「1月1日から12月31日まで」に、

	キャンプ場の宿泊利用以外	1月1日から12月31日まで (休園日を除く。)	4月1日から8月31日までの期間 午前9時から午後6時30分まで 9月1日から翌年3月31日までの期間 午前9時から午後5時30分まで
	キャンプ場及びシャワー室以外の施設	1月1日から12月31日まで (休園日を除く。)	4月1日から8月31日までの期間 午前9時15分から午後6時まで 9月1日から翌年3月31日までの期間 午前9時15分から午後5時まで

を

	キャンプ場の宿泊利用以外	4月1日から8月31日まで (休園日を除く。)	午前9時から午後6時30分まで
		9月1日から翌年3月31日まで (休園日を除く。)	午前9時から午後5時30分まで
	キャンプ場及びシャワー室以外の施設	4月1日から8月31日まで (休園日を除く。)	午前9時15分から午後6時まで
		9月1日から翌年3月31日まで (休園日を除く。)	午前9時15分から午後5時まで

に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県県民の森のキャンプ場及びシャワー室を宿泊利用する場合の供用期間を改める等必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「第2条第6号」を「第3条第8号」に改め、同表17の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は容器再検査の手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県中小企業の振興に関する条例（平成20年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「は、中小企業」の次に「（小規模企業を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 中小企業者は、その経営能力の向上を図るため、中小企業関連団体に加入するよう努めるものとする。

第6条第1号中「中小企業者の」の次に「情報通信技術の活用による生産性の向上その他の」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 中小企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

中小企業者について、その経営能力の向上を図るために中小企業関連団体への加入に努めることとするほか、全国最低水準の労働生産性の向上及び事業承継の円滑化を図ることにより、中小企業の振興に関する施策をより一層総合的に推進する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の求め)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化観光スポーツ部において処理する。

(委員会の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県立芸術大学の設置及び管理を行う公立大学法人を設立することに伴い、当該公立大学法人に関する事務を処理させるため、知事の附属機関として設置された公立大学法人評価委員会の組織及び委員その他必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例（昭和61年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

大学等における修学の支援に関する法律により、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、授業料及び入学金の減免の措置が講ぜられることとなったことを踏まえ、既に徴収した授業料を還付することができることとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第11条第1項中「又は第四種の道路」を「（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第34条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第43条中「第9条第1項」の次に「、第11条第1項及び第2項」を加える。

第44条中「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

道路構造令の一部が改正されたことを踏まえ、県道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設を提供することにより、道路交通の円滑化を図るため、沖縄県樋川立体駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 駐車場の位置は、那覇市樋川2丁目10番10号とする。

(駐車料等)

第3条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める駐車料を納めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、回数駐車券（プリペイドカード（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録されている金額に应ずる対価を得て発行されるカードで、駐車料の納付のために使用することができるものをいう。）を含む。）及び定期駐車券を発行することができる。この場合において、回数駐車券の額は、駐車料の額から1割を減じた額とする。

(駐車料の納付時期)

第4条 駐車料の納付は、駐車場から自動車を出場させる際又は回数駐車券及び定期駐車券の発行を受ける際に行うものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車料の不還付)

第5条 既に納められた駐車料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車料の減免)

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、駐車料を減額し、又は免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、駐車場を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償等)

第8条 使用者は、その使用に際し、駐車場の施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項の規定による回数駐車券及び定期駐車券の発行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条及び第4条の規定の例により行うことができる。

別表 (第3条関係)

区分	駐車料
普通駐車 (普通自動車に限る。)	1台1時間につき 300円 (使用時間が2時間を超え12時間までの場合にあっては、700円)
定期駐車券による駐車 (普通自動車に限る。)	1台1月につき 10,000円

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) に規定する普通自動車をいう。
- 2 駐車場の使用時間が12時間を超える場合にあっては、12時間ごとにこの表に掲げる駐車料 (普通駐車に限る。) の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設を提供することにより、道路交通の円滑化を図るため、沖縄県樋川立体駐車場を設置する。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第47条の表中「大宜味村」を「国頭村 大宜味村」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては国頭村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、国頭村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては国頭村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、国頭村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

屋外広告物法及び条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が整った国頭村が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県首里城復興基金条例

(設置)

第1条 首里城火災（令和元年10月31日に国営沖縄記念公園首里城地区内にある正殿その他これに関連する施設が滅失した火災をいう。）からの復興を目的とする費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県首里城復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和元年10月31日に国営沖縄記念公園首里城地区内にある正殿その他これに関連する施設が滅失した首里城火災からの復興を目的として、沖縄県首里城復興基金を設置し、その管理及び処分に關し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例

(流域下水道事業の設置)

第1条 流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。）の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うため、沖縄県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を、令和2年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道事業により設置される流域下水道の名称、処理区、流域関連公共下水道の処理区域の存する市町村及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。

名称	処理区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町村	1日最大処理能力 (m³)
中部流域下水道	那覇処理区	那覇市 浦添市 豊見城市 南風原町	211,000
	伊佐浜処理区	宜野湾市 浦添市 沖縄市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村	168,000
中城湾流域下水道	具志川処理区	沖縄市 うるま市 北中城村	64,000
中城湾南部流域下水道	西原処理区	南城市 中城村 西原町 与那原町	41,600

3 この条において使用する用語は、下水道法において使用する用語の例による。

(利益の処分)

第4条 法第32条第2項の規定による利益の処分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 減債積立金として積み立てる方法

(2) 減債積立金を使用して建設改良費等の財源に充てるための企業債を償還した場合
その使用した減債積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れる方法

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を必要とする賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30

日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(沖縄県特別会計設置条例の一部改正)

2 沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

(沖縄県職員定数条例の一部改正)

3 沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表知事の事務部局の項中「下水道事業特別会計支弁」を「流域下水道事業会計支弁」に改める。

(沖縄県職員定数条例の一部改正に伴う調整規定)

4 この条例の施行の日が沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（令和 年沖縄県条例第 号）の施行の日前である場合には、前項中「第2条の表知事の事務部局の項」とあるのは、「第2条」とする。

5 前項の場合において、沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例のうち沖縄県職員定数条例第2条の改正規定中「下水道事業特別会計支弁」とあるのは、「流域下水道事業会計支弁」とする。

(沖縄県流域下水道条例の一部改正)

6 沖縄県流域下水道条例（平成24年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例

第1条中「第25条の10第1項並びに法」を削り、「法第21条第2項」を「第21条第2項」に、「流域下水道の設置、構造及び管理」を「県が管理する流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理」に改める。

第3条を削る。

第4条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公営企業法の規定に基づき、沖縄県流域下水道事業を設置し、これに財務規定等を適用し、及びその経営の基本を定めるとともに、利益の処分等財務に関する事項及び地方公営企業の業務に関し必要な事項を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削る。

第6条中「あつては」を「あつては」に改め、「（不動産の信託）の次に「の場合」を加える。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第8条の見出し中「決議」を「議決」に改め、同条中「第2条各号に掲げる事業」を「公営企業」に、「価格」を「価額」に改める。

第9条の見出し中「業務の状況書類」を「業務状況説明書類」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「概要」を「概況」に改め、同項第3号中「第2条各号に掲げる事業」を「公営企業」に改め、同条第3項中「できなかった」を「できなかった」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（料金の納入の期限及び方法）

第4条 水道事業者は、その月分の料金を翌月25日（その日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入通知書により納入しなければならない。

第5条中「納期限」を「前条に規定する納期限」に改める。

第8条の見出しを「（規程への委任）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水道料金の納入の期限を明確にする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第30号議案

沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県工業用水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（料金の納入の期限及び方法）

第4条 使用者は、その月分の料金を翌月25日（その日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入通知書により納入しなければならない。

第5条中「納期限」を「前条に規定する納期限」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

工業用水道料金の納入の期限を明確にする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「4,080人」を「4,057人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,866人」を「1,830人」に改め、同表県立中学校の項中「44人」を「47人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「10,154人」を「10,297人」に改め、同表合計の項中「16,144人」を「16,231人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第32号議案

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,771人」を「2,921人」に、「106人」を「109人」に、「220人」を「228人」に、「1,604人」を「1,695人」に、「841人」を「889人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

専ら国境離島に係る警備活動を実施するための部隊として、令和2年度から当分の間、沖縄県警察に国境離島警備隊が設置されることに伴い、沖縄県警察職員の定員を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例

沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び第3条中「選任する」を「選任される」に改める。

第4条ただし書中「その限りでない」を「この限りでない」に改める。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第6条中「、26日の両日」を「又は26日」に改める。

第7条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 法第150条第5項の規定による同条第1項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書の審査

第8条中「監査及び検査の結果の」を「監査委員が法令の規定に基づいて行う」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方自治法の一部改正により、知事は内部統制に関する報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出することとされたことに伴い、監査委員は当該報告書の審査についての意見を審査に付された日から60日以内に知事に提出することとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第34号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和元年第4回沖縄県議会（定例会）で乙第16号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「2,072,049,120円」を「2,073,023,500円」に変更する。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

本部港（本部地区）岸壁（－10.5m）整備工事（H30－1）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

債権の放棄について

琉球政府から県が承継した看護学生等奨学金の金額に相当する金額の債権の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 債権放棄の相手方 別表のとおり
- 2 放棄金額 256,965円

債権放棄の相手方別の明細は、別表のとおり

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第31条の規定により、琉球政府が看護学校に就学する学生に対して支給した学資（以下「看護学生等奨学金」という。）のうち、当該学生が退学したため琉球政府に返還されるべきものの金額に相当する金額256,965円の債権を承継した。

当該債権は、最少の経費で最大の効果を挙げるという地方自治運営の基本原則に鑑み、並びに時効により消滅し、及び看護学生等奨学金の支給を受け退学した者が死亡し、又は所在不明となっているため、今後回収の見込みがないことから、地方自治法第96条第1項の規定により、これを放棄する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

	住所	氏名	放棄金額
1			37,744円
2			53,756円
3			43,463円
4			31,263円
5			28,213円
6			6,863円
7			27,450円
8			28,213円

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 建物明渡し等請求事件
- 2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
被告 別表のとおり
- 4 請求の趣旨
 - (1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額（入居者以外の者にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額）の損害賠償金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和2年2月13日提出

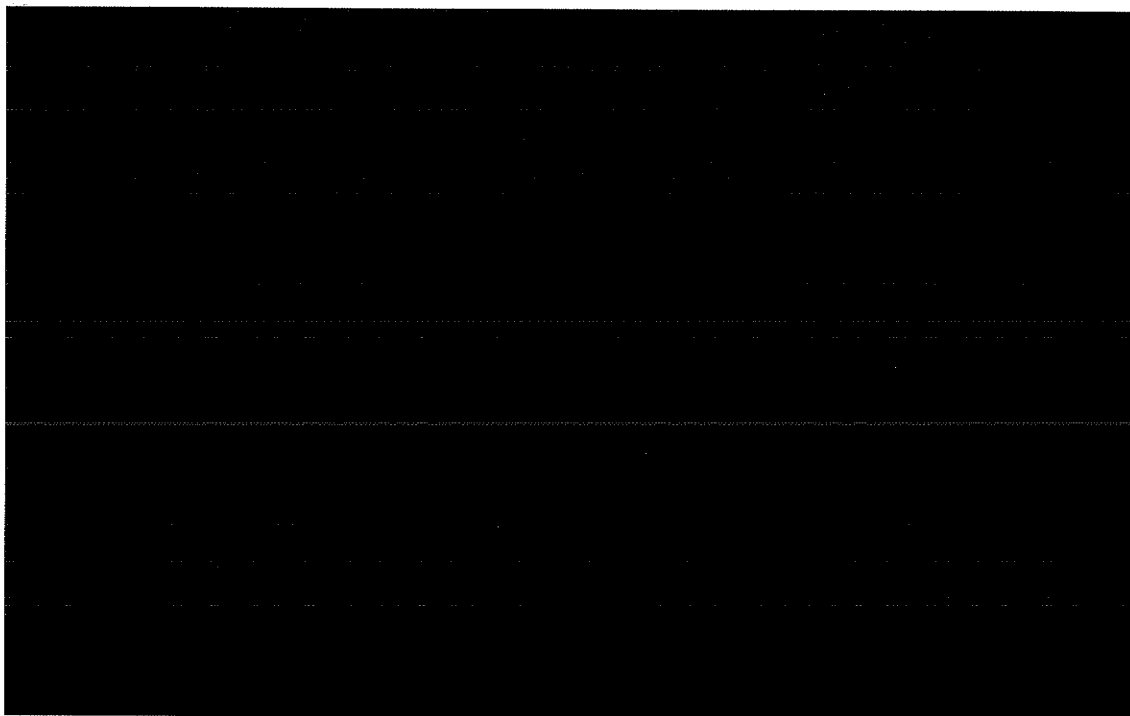
沖縄県知事 玉 城 康 裕

理由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表



乙第37号議案

沖縄県大型M I C E施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の
無効の確認に関する和解等について

沖縄県大型M I C E施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認に関する
和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定
により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 件 名 沖縄県大型M I C E施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効
の確認
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
ゆい“Y o u W e”グループ
代表企業 福岡県福岡市博多区下川端町9番12号 株式会社大林組 九州支店
構 成 員 別紙1のとおり
- 3 損害賠償額 91,523,361円
- 4 和 解 内 容 別紙2のとおり

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県大型M I C E施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認につい
て和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定によ
り議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙 1

	所在地	名称
1	福岡県福岡市博多区下川端町 9 番12号	株式会社大林組 九州支店
2	東京都千代田区飯田橋二丁目18番 3 号	株式会社日建設計
3	那覇市久茂地 1 丁目 2 番20号	株式会社国建
4	那覇市久茂地 1 丁目 2 番20号	株式会社環境設計国建
5	那覇市久茂地 3 丁目21番 1 号	株式会社國場組
6	那覇市旭町112番地 1	金秀建設株式会社
7	那覇市高良 3 丁目 1 番地 1	株式会社大米建設
8	浦添市勢理客四丁目18番 5 号	株式会社大城組
9	沖縄市美里六丁目 5 番 1 号	株式会社仲本工業
10	那覇市壺川 2 丁目11番地11	株式会社沖縄電工
11	東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 2 号	日本コンベンションサービス株式会社
12	那覇市繁多川 3 丁目 7 番 1 号	株式会社DMC沖縄
13	那覇市おもろまち 1 丁目 1 番12号	株式会社沖縄ダイケン
14	浦添市勢理客三丁目 9 番11号	株式会社国際ビル産業
15	浦添市前田二丁目19番 6 号	株式会社アイレント

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 ゆい“Y o u W e”グループ

代表企業 福岡県福岡市博多区下川端町9番12号 株式会社大林組 九州支店

構 成 員 別表のとおり

上記当事者間において、沖縄県大型M I C E施設整備運営事業の契約に係る落札者の決定の無効の確認について、次のとおり和解する。

- 1 甲と乙は、相互に、沖縄県大型M I C E施設整備運営事業の一般競争入札（以下「本件入札」という。）に付された停止条件について、平成30年10月末日をもって、不成就が確定したことにより、本件入札に係る落札者の決定が無効となったことを確認する。
- 2 甲と乙は、相互に、本件入札に付された停止条件の不成就について、甲乙双方の責めに帰すべき事由がないことを確認する。
- 3 甲は、乙に対し、本件和解金として金91,523,361円の支払義務があることを認める。
- 4 甲は、乙に対し、前項の金員を、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、乙の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。
- 5 甲と乙は、相互に、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。
- 6 本件和解に要した費用は、各自の負担とする。

別表

	所在地	名称
1	福岡県福岡市博多区下川端町9番12号	株式会社大林組 九州支店
2	東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	株式会社日建設計
3	那覇市久茂地1丁目2番20号	株式会社国建
4	那覇市久茂地1丁目2番20号	株式会社環境設計国建
5	那覇市久茂地3丁目21番1号	株式会社國場組
6	那覇市旭町112番地1	金秀建設株式会社
7	那覇市高良3丁目1番地1	株式会社人米建設
8	浦添市勢理客四丁目18番5号	株式会社大城組
9	沖縄市美里六丁目5番1号	株式会社仲本工業
10	那覇市壺川2丁目11番地11	株式会社沖縄電工
11	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号	日本コンベンションサービス株式会社
12	那覇市繁多川3丁目7番1号	株式会社DMC沖縄
13	那覇市おもろまち1丁目1番12号	株式会社沖縄ダイケン
14	浦添市勢理客三丁目9番11号	株式会社国際ビル産業
15	浦添市前田二丁目19番6号	株式会社アイレント

乙第38号議案

地位確認請求事件の和解について

地位確認請求事件の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 地位確認請求事件（那覇地方裁判所平成31年（ワ）第56号）
- 2 当 事 者 原告 那覇市字田原193番地
株式会社善太郎組
被告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 和解内容 別紙のとおり

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

係争中の訴訟事件について和解をするためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

和解当事者

原告 那覇市字田原193番地 株式会社善太郎組

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告との間の平成30年3月20日付け建設工事請負契約（以下「本件契約」という。）について行った、平成31年1月17日付け解除を撤回する。
- 2 原告と被告は、平成31年1月17日付けをもって、本件契約を合意解除する。
- 3 被告は、公共工事の入札手続において、第1項の解除を理由とする原告の入札制限を行わない。
- 4 被告は、総合評価方式での入札手続において、第1項の解除を理由とした原告の加点及び減点を行わない。
- 5 原告と被告は、経営事項審査において、第1項の解除に係る減点の対象となる項目がないため、減点とはならないことを相互に確認する。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は、各自の負担とする。

乙第39号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 名護中央公園
- 2 指定管理者となる団体 名護中央公園管理共同企業体
代表者 沖縄市比屋根一丁目10番5号サンクレストアワセ101 おきなわスポーツイノベーション協会株式会社
名護市字名護4607番地41 名護自然動植物公園株式会社
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第40号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 浦添大公園
- 2 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根一丁目10番5号サングレストアワセ101
おきなわスポーツイノベーション協会株式会社
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第41号議案

包括外部監査契約の締結について

次のように包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 友利健太
資格 公認会計士

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により、沖縄県立芸術大学の設置及び管理を行わせるため、次のとおり定款を定め、公立大学法人沖縄県立芸術大学を設立する。

公立大学法人沖縄県立芸術大学定款

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員及び職員（第8条—第13条）

第3章 理事会（第14条—第17条）

第4章 審議機関

第1節 経営審議会（第18条—第21条）

第2節 教育研究審議会（第22条—第25条）

第5章 業務の範囲及びその執行（第26条・第27条）

第6章 資本金等（第28条・第29条）

第7章 規程への委任（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、卓越した教育研究の拠点として、沖縄文化が造り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追究し、その成果を広く社会に還元するとともに、豊かな人間性と芸術的な創造力及び応用力を備えた人材を育成し、もって芸術文化及び地域社会の発展に資することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）とする。

(大学の名称及び所在地)

第3条 法人が設置及び管理を行う大学の名称は、沖縄県立芸術大学とする。

2 大学の所在地は、那覇市首里当蔵町1丁目4番地とする。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、沖縄県とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人の事務所の所在地は、那覇市とする。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、沖縄県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により、沖縄県公報に登載し、又はインターネットを利用することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(役員の職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、沖縄県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他沖縄県の規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となる。

2 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、知事が行う。

3 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各3人をもって構成する会議（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行うものとする。

(1) 第18条第1項に規定する経営審議会の委員（理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第22条第1項に規定する教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

4 理事長選考会議の委員には、法人の役員（その最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかった理事を除く。）又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、理事長選考会議を主宰する。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第11条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をい

う。)までとする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときは、当該理事は、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなして、前条第2項の規定を適用する。

(職員の任命等)

第13条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務、任命その他職員に関する事項は、法人の規程で定める。

第3章 理事会

(設置及び構成)

第14条 法人に理事長及び理事をもって組織する理事会を置く。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事が会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 理事長は、次の事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法人が法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見をいう。第21条第1号及び第25条第1号において同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。第21条第2号及び第25条第2号において同じ。）に関する事項

- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な法人の規程の制定及び改廃に関する事項
- (6) 職員の人事並びに評価の方針及び基準に関する事項
- (7) 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要事項

第4章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事又は法人の規程で定める職員
- (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 経営審議会の委員の2分の1以上は、前項第2号の理事（その最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかった理事に限る。）及び第3号に掲げる委員でなければならない。

4 経営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、役員である経営審議会の委員の任期は当該役員としての任期の満了する時まで、職員である経営審議会の委員の任期は当該職員が第2項第2号に定める職から異動する時までとする。

5 経営審議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 経営審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 経営審議会の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を示して経営審議会の

招集を請求したときは、理事長は、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第20条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。第25条第2号において同じ。）及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計に関する法人の規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第22条 大学に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員及び次項に規定する委員12人以内で構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 学長が指名する法人の規程で定める職員
 - (3) 法人の規程で定める学部、研究科等の教育研究上の重要な組織の長
- 3 学長は、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものを教育研究審議会の委員として任命することができる。
- 4 教育研究審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、役員である教育研究審議会の

委員の任期は当該役員としての任期の満了する時まで、職員である教育研究審議会の委員の任期は当該職員が第2項第2号に定める職から異動する時までとする。

5 教育研究審議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 教育研究審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 教育研究審議会の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を示して教育研究審議会の招集を請求したときは、学長は、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第24条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第5章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の設置及び管理を行うこと。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第27条 法人の業務の執行に関する事項は、業務方法書で定める。

第6章 資本金等

(資本金)

第28条 法人の資本金は、その設立に際し、沖縄県が出資する額の合計額とする。

- 2 前項の規定により沖縄県が出資の目的として出資する別表第1に掲げる土地及び別表第2に掲げる建物の価額は、出資の日現在における時価を基準として沖縄県が評価した価額の合計額とする。
- 3 法人は、沖縄県の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第29条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、沖縄県に帰属する。

第7章 規程への委任

第30条 法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(学長となる理事長の最初の任命及び任期)

- 2 学長となる理事長の法人の成立後最初の任命については、人格が高潔で、学識が優

れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから知事が行う。

3 前項の規定により学長となる理事長に任命された者の任期は、3年とする。

別表第1（第28条関係）

資産の種別	所在地	地目	地積（㎡）
土地	那覇市首里当蔵町1丁目4番1	宅地	9,502.93
	那覇市首里当蔵町1丁目5番1	宅地	747.81
	那覇市首里当蔵町1丁目4番3	宅地	1,088.26
	那覇市首里当蔵町1丁目5番3	宅地	722.07
	那覇市首里当蔵町1丁目9番	宅地	806.93
	那覇市首里当蔵町2丁目3番3	学校用地	1,104.00
	那覇市首里当蔵町2丁目4番1	学校用地	9,563.00
	那覇市首里当蔵町2丁目6番1	学校用地	5,865.00
	那覇市首里金城町1丁目38番	学校用地	2,507.00
	那覇市首里金城町1丁目39番	畑	1,083.00
	那覇市首里金城町3丁目6番	学校用地	6,896.00
	那覇市首里金城町3丁目6番2	学校用地	295.00

別表第2（第28条関係）

資産の種別	名称	所在地	構造	延床面積（㎡）
建物	管理棟・一般教育棟	那覇市首里当蔵町1丁目4番地1	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根かわら重ねぶき地下1	3,118.17

		階付き 3 階建	
音楽棟	那覇市首里当蔵町 1 丁目 4 番地 1	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根かわらねぶき 4 階建	3,539.20
福利厚生棟	那覇市首里当蔵町 1 丁目 9 番地	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根かわらねぶき地下 1 階付き 2 階建	948.26
美術棟	那覇市首里当蔵町 2 丁目 4 番地 1	鉄筋コンクリート造 かわらぶき地下 1 階付き 3 階建	3,249.12
体育館	那覇市首里当蔵町 2 丁目 4 番地 1	鉄筋コンクリート造 ステンレス鋼板ぶき 2 階建	1,048.40
附属図書・ 芸術資料館	那覇市首里当蔵町 2 丁目 4 番地 1 及び 3 番地 3	鉄筋コンクリート造 かわらぶき地下 2 階付き 2 階建	3,722.45
附属研究所 棟	那覇市首里金城町 1 丁目 38 番地並びに首里金城町 3 丁目 6 番地及び 6 番地 2	鉄筋コンクリート造 陸・かわらぶき地下 1 階付き 3 階建	1,732.63
陶芸棟	那覇市首里金城町 3 丁目 6 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	224.46
変電室	那覇市首里金城町 3 丁目 6 番地及び 6 番地 2	コンクリートブロック造陸屋根平家建	34.56
消火ポンプ 室	那覇市首里金城町 1 丁目 38 番地	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根平家建	8.48
デザイン・ 中央棟	那覇市首里崎山町 4 丁目 212 番地 1、205 番	鉄骨造陸屋根 3 階建	3,188.92

	地、205番地4、205番地5、205番地7及び23番地		
工芸棟	那覇市首里崎山町4丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び23番地	鉄骨造陸屋根2階建	3,602.74
彫刻棟(1)	那覇市首里崎山町4丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び23番地	鉄骨造陸屋根2階建	1,062.05
彫刻棟(2)	那覇市首里崎山町4丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び23番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	330.00
彫刻棟(3)	那覇市首里崎山町4丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び23番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	648.13

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立芸術大学を設立するため、定款を定めるには、地方独立行政法人法第7条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会教育長の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 金 城 弘 昌
生年月日 [REDACTED]

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

教育委員会教育長が令和2年3月31日に辞職するので、新たに教育委員会教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第44号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

C S F の発生に伴い、まん延防止措置等の実施に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年1月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）

令和元年度沖縄県一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に574,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ737,079,795千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 使用料及び手数料		千円 15,762,334	千円 25,600	千円 15,787,934
	3 証 紙 収 入	2,328,366	25,600	2,353,966
10 国 庫 支 出 金		193,942,050	315,115	194,257,165
	1 国 庫 負 担 金	46,604,921	297,910	46,902,831
	2 国 庫 補 助 金	145,273,773	17,205	145,290,978
14 繰 越 金		427,103	234,106	661,209
	1 繰 越 金	427,103	234,106	661,209
歳 入 合 計		736,504,974	574,821	737,079,795
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		千円 56,159,275	千円 574,821	千円 56,734,096
	2 畜 産 業 費	3,232,730	574,821	3,807,551
歳 出 合 計		736,504,974	574,821	737,079,795

